

財団法人織部の里もとす寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人織部の里もとすという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県本巣市山口676番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、本巣市がまちおこしの活動拠点として整備した織部の里もとすを管理運営するとともに、古田織部生誕の地を活かし、農林水産物及び農林水産物の加工品の供給並びに都市と山村との交流を促進する諸事業を推進することにより、産業の振興、市民の生活及び文化並びに地域経済の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本巣市から委託を受けた織部の里もとすの管理運営に関する事業
- (2) 農林水産業を中心とした産業の振興と地域の活性化に資する事業
- (3) 農林水産業特産品等の販売及び開発に関する事業
- (4) 都市と山村との交流の場を創設するための各種行事の開催
- (5) 文化に関する情報収集・提供及び刊行物等の発行に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、岐阜県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を得て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に理事会の承認及び評議員会の同意を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、岐阜県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 5名以上8名以内（理事長及び副理事長を含む。）
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者、特定の企業の関係者及び所管する官庁の出身者の割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は岐阜県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
 - (3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、開会の日の5日前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 この法人に、5名以上10名以内の評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、

これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、及び助言する。
- 5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岐阜県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散するほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得たときに解散する。

(残余財産の処分)

第36条 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、岐阜県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(委任)

第37条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立の許可のあった日（平成12年10月26日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第2項及び第3項並びに第

32条第2項の規定にかかわらず、別紙役員及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項（第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成13年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の許可のあった日（平成16年 3月26日）から施行する。